环境保护法

(1989年12月26日第七届全国人民代表大会常务委员会第十一次会议通过

2014年4月24日第十二届全国人民代表大会常务委员会第八次会议修订)

第一章 总则

第一条 为保护和改善环境,防治污染和其他公害,保障公众健康,推进生态文明建设,促进经济社会可持续发展,制定本法。

第二条 本法所称环境,是指影响人类生存和发展的各种 天然的和经过人工改造的自然因素的总体,包括大气、水、海 洋、土地、矿藏、森林、草原、湿地、野生生物、自然遗迹、 人文遗迹、自然保护区、风景名胜区、城市和乡村等。

第三条 本法适用于中华人民共和国领域和中华人民共和国管辖的其他海域。

第四条 保护环境是国家的基本国策。

国家采取有利于节约和循环利用资源、保护和改善环境、 促进人与自然和谐的经济、技术政策和措施,使经济社会发展 与环境保护相协调。

第五条 环境保护坚持保护优先、预防为主、综合治理、 公众参与、损害担责的原则。

第六条 一切单位和个人都有保护环境的义务。

地方各级人民政府应当对本行政区域的环境质量负责。

企业事业单位和其他生产经营者应当防止、减少环境污染 和生态破坏,对所造成的损害依法承担责任。

公民应当增强环境保护意识,采取低碳、节俭的生活方式,自觉履行环境保护义务。

第七条 国家支持环境保护科学技术研究、开发和应用,鼓励环境保护产业发展,促进环境保护信息化建设,提高环境保护科学技术水平。

第八条 各级人民政府应当加大保护和改善环境、防治污染和其他公害的财政投入,提高财政资金的使用效益。

環境保護法

(1989年12月26日第7期全国人民代表大会常務委員会第 11回会議にて可決。

2014年4月24日第12期全国人民代表大会常務委員会第8 回会議にて改正)

第1章 総則

第1条 環境を保護・改善し、汚染その他の公害への予防 措置を施し、公衆の健康を保障し、生態文明の建設を推進 し、かつ、経済社会の持続可能な発展を促進するため、こ の法律を制定する。

第2条 この法律において「環境」とは、人類の生存及び 発展に影響する各種天然の、及び人工的な改造を経た自然 要素の総体をいい、これには大気、水、海洋、土地、鉱物、 森林、草原、湿地、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然 保護区、風景名勝区、都市及び農村等を含む。

第3条 この法律は、中華人民共和国の領域及び中華人民 共和国が管轄するその他の海域に適用する。

第4条 環境の保護は、国の基本的国策である。

国は、資源の節約及び循環利用、環境の保護及び改善並びに人と自然との調和を促進するのに有益な経済及び技術上の政策及び措置を講じ、経済社会の発展と環境保護とを調和させる。

第5条 環境保護については、保護を優先し、予防を主と し、総合的に処理し、公衆が参与し、かつ、損害につき責 任を引き受けるという原則を堅持する。

第6条 すべての事業団体及び個人は、いずれも環境を保護する義務を負う。

地方各級の人民政府は、当該行政区域の環境品質について責任を負わなければならない。

企業・事業団体その他の生産経営者は、環境汚染及び生態破壊を防止し、及び減少させ、もたらす損害について法により責任を引き受けなければならない。

公民は、環境保護意識を高めし、低炭素及び省エネのライフスタイルを採用し、自主的に環境保護義務を履行しなければならない。

第7条 国は、環境保護にかかる科学技術の研究、開発及び応用を支持し、環境保護産業の発展を奨励し、環境保護の情報化建設を促進し、環境保護にかかる科学技術の水準を高める。

第8条 各級の人民政府は、環境の保護及び改善並びに汚染その他の公害の防止処理への財政投入を拡大し、財政資金の使用効果・利益を高めなければならない。

第九条 各级人民政府应当加强环境保护宣传和普及工作,鼓励基层群众性自治组织、社会组织、环境保护志愿者开展环境保护法律法规和环境保护知识的宣传,营造保护环境的良好风气。

教育行政部门、学校应当将环境保护知识纳入学校教育内容,培养学生的环境保护意识。

新闻媒体应当开展环境保护法律法规和环境保护知识的 宣传,对环境违法行为进行舆论监督。

第十条 国务院环境保护主管部门,对全国环境保护工作实施统一监督管理;县级以上地方人民政府环境保护主管部门,对本行政区域环境保护工作实施统一监督管理。

县级以上人民政府有关部门和军队环境保护部门,依照有 关法律的规定对资源保护和污染防治等环境保护工作实施监 督管理。

第十一条 对保护和改善环境有显著成绩的单位和个人,由人民政府给予奖励。

第十二条 每年6月5日为环境日。

第二章 监督管理

第十三条 县级以上人民政府应当将环境保护工作纳入国 民经济和社会发展规划。

国务院环境保护主管部门会同有关部门,根据国民经济和 社会发展规划编制国家环境保护规划,报国务院批准并公布实 施。

县级以上地方人民政府环境保护主管部门会同有关部门, 根据国家环境保护规划的要求,编制本行政区域的环境保护规 划,报同级人民政府批准并公布实施。

环境保护规划的内容应当包括生态保护和污染防治的目标、任务、保障措施等,并与主体功能区规划、土地利用总体规划和城乡规划等相衔接。

第十四条 国务院有关部门和省、自治区、直辖市人民政府组织制定经济、技术政策,应当充分考虑对环境的影响,听取有关方面和专家的意见。

第十五条 国务院环境保护主管部门制定国家环境质量标准。

省、自治区、直辖市人民政府对国家环境质量标准中未作规定的项目,可以制定地方环境质量标准;对国家环境质量标准中已作规定的项目,可以制定严于国家环境质量标准的地方

第9条 各級の人民政府は、環境保護の宣伝及び普及業務を強化し、基層の群衆性自治組織、社会組織及び環境保護ボランティアが環境保護にかかる法律法規及び環境保護知識の宣伝を展開し、環境を保護する良好な気風を創造することを奨励しなければならない。

教育行政機関及び学校は、環境保護知識を学校の教育内容に組み入れ、学生の環境保護意識を育成しなければならない。

報道メディアは、環境保護にかかる法律法規及び環境保護知識の宣伝を展開し、環境違法行為に対し世論により監督をしなければならない。

第10条 国務院の環境保護所管機関は全国の環境保護業務に対し統一した監督管理を実施し、県級以上の地方人民政府の環境保護の所管機関は当該行政区域の環境保護業務に対し統一した監督管理を実施する。

県級以上の人民政府の関係機関及び軍隊の環境保護機関 は、関係する法律の規定により資源保護及び汚染予防措置 等の環境保護業務に対し監督管理を実施する。

第11条 環境の保護及び改善に顕著な成績を有する事業団 体及び個人に対しては、人民政府が奨励を与える。

第12条 毎年6月5日は、これを環境の日とする。

第2章 監督管理

第13条 県級以上の人民政府は、環境保護業務を国民経済 及び社会発展規画に組み入れなければならない。

国務院の環境保護所管機関は、関係機関と共同して、国 民経済及び社会発展規画に基づき国家環境保護規画を編成 し、国務院に報告して承認を受け、かつ、発布のうえ実施 する。

県級以上の地方人民政府の環境保護の所管機関は、関係機関と共同して、国家環境保護規画の要求に基づき、当該行政区域の環境保護規画を編成し、同級の人民政府に報告して承認を受け、かつ、公布のうえ実施する。

環境保護規画の内容には、生態保護及び汚染予防措置の 目標、任務及び保障措置等を含み、かつ、主体機能区規画、 土地利用総体規画及び都市・農村規画等と相互に連接しな ければならない。

第14条 国務院の関係機関並びに省、自治区及び直轄市の 人民政府は、経済及び技術上の政策を制定する場合には、 環境に対する影響を十分に考慮し、関係者及び専門家の意 見を聴取しなければならない。

第15条 国務院の環境保護所管機関は、国の環境品質基準 を制定する。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、国家環境品質基準 において規定がなされていない項目について、地方の環境 品質基準を制定することができる。国の環境品質基準にお 环境质量标准。地方环境质量标准应当报国务院环境保护主管 部门备案。

国家鼓励开展环境基准研究。

第十六条 国务院环境保护主管部门根据国家环境质量标 准和国家经济、技术条件,制定国家污染物排放标准。

省、自治区、直辖市人民政府对国家污染物排放标准中未 作规定的项目,可以制定地方污染物排放标准;对国家污染物 排放标准中已作规定的项目, 可以制定严于国家污染物排放标 准的地方污染物排放标准。地方污染物排放标准应当报国务院 环境保护主管部门备案。

第十七条 国家建立、健全环境监测制度。国务院环境保 护主管部门制定监测规范,会同有关部门组织监测网络,统一 规划国家环境质量监测站(点)的设置,建立监测数据共享机 制,加强对环境监测的管理。

有关行业、专业等各类环境质量监测站(点)的设置应当 符合法律法规规定和监测规范的要求。

监测机构应当使用符合国家标准的监测设备,遵守监测规 范。监测机构及其负责人对监测数据的真实性和准确性负责。

第十八条 省级以上人民政府应当组织有关部门或者委托 专业机构,对环境状况进行调查、评价,建立环境资源承载能 力监测预警机制。

第十九条 编制有关开发利用规划,建设对环境有影响的 项目,应当依法进行环境影响评价。

未依法进行环境影响评价的开发利用规划,不得组织实 施: 未依法进行环境影响评价的建设项目,不得开工建设。

第二十条 国家建立跨行政区域的重点区域、流域环境污染 和生态破坏联合防治协调机制,实行统一规划、统一标准、统 一监测、统一的防治措施。

前款规定以外的跨行政区域的环境污染和生态破坏的防 治,由上级人民政府协调解决,或者由有关地方人民政府协商 壊への予防措置については、上級の人民政府が協調して解

いて既に規定がなされている項目については、国家環境品 質基準より厳しい地方の環境品質基準を制定することがで きる。地方の環境品質基準は、これを国務院の環境保護所 管機関に報告して届出なければならない。

国は、環境基準の研究を進めることを奨励する。

第16条 国務院の環境保護の所管機関は、国の環境品質基 準並びに国の経済及び技術上の条件に基づき、国の汚染物 質排出基準を制定する。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、国の汚染物質排出 基準において規定がなされていない項目について、地方の 汚染物質排出基準を制定することができる。国の汚染物質 排出基準において既に規定がなされている項目について は、国の汚染物質排出基準より厳しい地方の汚染物質排出 基準を制定することができる。地方の汚染物質排出基準は、 これを国務院の環境保護所管機関に報告して届出なければ ならない。

第17条 国は、健全な環境モニタリング制度を確立する。 国務院の環境保護所管機関は、モニタリング・ルールを制 定し、関係機関と共同してモニタリングネットワークを組 織し、国家環境品質モニタリングステーション(ポイント) の設置を統一して手配し、モニタリングデータ共有メカニ ズムを確立し、環境モニタリングに対する管理を強化する。 関係する業種及び専門業務等の各種環境品質モニタリン グステーション (ポイント) の設置は、法律法規の規定及 びモニタリング規範の要求に適合しなければならない。

モニタリング機構は、国家基準に適合するモニタリング 設備を使用し、モニタリング・ルールを遵守しなければな らない。モニタリング機構及びその責任者は、モニタリン グデータの真実性及び正確性に対し責任を負う。

第18条 省級以上の人民政府は、関係機関を組織して、又 は専門業務機構に委託して、環境状況について調査及び評 価をさせ、環境資源受容能力にかかるモニタリング事前警 報メカニズムを確立しなければならない。

第19条 関係する開発利用規画を編成し、環境に対し影響 のあるプロジェクトを建設する場合には、法により環境影 響評価をしなければならない。

法に基づく環境影響評価を行わない開発利用規画につい ては、実施を組織してはならない。法に基づき環境影響評 価を行わない建設プロジェクトについては、着工・建設を してはならない。

第20条 国は、行政区域を跨ぐ重点区域及び流域の環境汚 染及び生態破壊にかかる連合予防措置協調メカニズムを確 立し、統一規画、統一基準、統一モニタリング及び統一し た防止処理措置を実行する。

前項に定める以外の行政区域を跨ぐ環境汚染及び生態破

解决。

第二十一条 国家采取财政、税收、价格、政府采购等方面的政策和措施,鼓励和支持环境保护技术装备、资源综合利用和环境服务等环境保护产业的发展。

第二十二条 企业事业单位和其他生产经营者,在污染物排放符合法定要求的基础上,进一步减少污染物排放的,人民政府应当依法采取财政、税收、价格、政府采购等方面的政策和措施予以鼓励和支持。

第二十三条 企业事业单位和其他生产经营者,为改善环境,依照有关规定转产、搬迁、关闭的,人民政府应当予以支持。

第二十四条 县级以上人民政府环境保护主管部门及其委托的环境监察机构和其他负有环境保护监督管理职责的部门,有权对排放污染物的企业事业单位和其他生产经营者进行现场检查。被检查者应当如实反映情况,提供必要的资料。实施现场检查的部门、机构及其工作人员应当为被检查者保守商业秘密。

第二十五条 企业事业单位和其他生产经营者违反法律法规规定排放污染物,造成或者可能造成严重污染的,县级以上人民政府环境保护主管部门和其他负有环境保护监督管理职责的部门,可以查封、扣押造成污染物排放的设施、设备。

第二十六条 国家实行环境保护目标责任制和考核评价制度。县级以上人民政府应当将环境保护目标完成情况纳入对本级人民政府负有环境保护监督管理职责的部门及其负责人和下级人民政府及其负责人的考核内容,作为对其考核评价的重要依据。考核结果应当向社会公开。

第二十七条 县级以上人民政府应当每年向本级人民代表大会或者人民代表大会常务委员会报告环境状况和环境保护目标完成情况,对发生的重大环境事件应当及时向本级人民代表大会常务委员会报告,依法接受监督。

決し、又は関係する地方人民政府が協議して解決する。

第21条 国は、財政、税収、価格及び政府調達等の面の政策及び措置を講じ、環境保護にかかる技術装備、資源の総合利用及び環境サービス等の環境保護産業の発展を奨励し、支持する。

第22条 企業・事業団体とその他の生産経営者が、汚染物質の排出が法定要求に適合させた上で、汚染物質の排出をより一層減少させる場合、人民政府は、法により財政、税収、価格及び政府調達等の面の政策及び措置を講じて奨励及び支持を与えなければならない。

第23条 企業・事業団体とその他の生産経営者が環境を改善するため関係規定により生産転換し、移転し、又は閉鎖する場合には、人民政府は、これを支持しなければならない。

第24条 県級以上の人民政府の環境保護所管機関及びその 委託する環境監察機構とその他の環境保護監督管理職責を 負う機関は、汚染物質を排出する企業・事業団体その他の 生産経営者に対し現場検査をする権限を有する。被検査者 は、状況をありのままに報告し、必要な資料を提供しなけ ればならない。現場検査を実施する機関及び機構並びにそ の業務人員は、被検査者のため商業上の秘密を保持しなけ ればならない。

第25条 企業・事業団体とその他の生産経営者が法律法規の規定に違反して汚染物質を排出し、重大な汚染をもたらし、又はもたらすおそれのある場合には、県級以上の人民政府の環境保護所管機関その他の環境保護監督管理も職責を負う機関は、汚染物質の排出をもたらす施設及び設備を封印するか、差し押えることができる。

第26条 国は、環境保護目標責任制及び考査評価制度を実行する。県級以上の人民政府は、環境保護目標の完了状況を当該級の人民政府の環境保護監督管理の職責を負う機関及びその責任者並びに下級の人民政府及びその責任者の考査内容に組み入れ、これらに対する考査評価の重要な根拠としなければならない。考査結果は、これを社会に対し公開しなければならない。

第27条 県級以上の人民政府は、毎年、当該級の人民代表 大会又は人民代表大会常務委員会に対し環境の状況及び環境保護目標の完了状況を報告しなければならず、発生した 重大環境事件については、遅滞なく当該級の人民代表大会 常務委員会に対し報告し、法により監督を受けなければな らない。

⟨※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。 場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。⟩